

地域包括ケア情報共有システム構築業務委託受託候補者選定審査会設置要綱

制定 令和6年5月16日 健康福祉局高齢者支援部長決裁

(設置)

第1条 介護保険課が実施する業務に係る受託事業者の候補者（以下「受託候補者」という。）の選定及び当該業務の適正な履行に関して必要な事項を審査するため、地域包括ケア情報共有システム構築業務委託受託候補者選定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 審査員の構成は次のとおりとする。

- (1) 高齢者支援部長
- (2) 介護保険課長
- (3) 高齢福祉課長
- (4) システム推進課長

2 審査員長は、高齢者支援部長をもって充てる。

3 審査員長が欠けたとき又は事故があるときは、介護保険課長がその職務を代行する。

(任期)

第3条 審査員の任期は、審査会の設置の日から受託候補者の決定日までとする。

(会議)

第4条 審査会は、審査員長が招集し、その議長となる。

2 審査会は、第2条第1項の審査員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審査員長は、必要があると認めたときは、審査員以外の職員、学識経験者及び介護関係団体等の関係者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

4 審査会の会議は、公開しないものとする。

(代理人)

第5条 審査員は、代理人を審査会に出席させることができる。

(候補者の選定方法)

第6条 審査会は、提案書及びヒアリングを評価基準表に基づき審査し、受託候補者の選定を行わなければならない。

2 評価合計の最高得点者を受託候補者として選定する。ただし、最高得点者が複数者いる場合は、その中から審査会の議決により選定する。

3 提案内容が評価点の60パーセント未満である場合、又は、各小項目の評価点が0点の評価となったものは、要求する水準に満たないものとして受託候補者の選

定に至らないものとする。

(事務局)

第7条 審査会に関する庶務は、介護保険課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、審査員長が審査会に諮り定める。

附則

この要綱は、令和6年5月16日から施行する。